

給水装置テキスト新旧対照表

改正後（案）	現行
○第４章 給水装置工事の申込 追加 施工承認の意義 （大分市水道事業給水条例） 第4条給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、大分市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めにより、」あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工または、関連法令等に抵触した者は「大分市上下水道局指定給水装置工事事業者に係る行政処分等取扱要領」により対処する。 第２節 工事申込から完成検査 １．工事申込受付 指定工事店は給水装置工事申込に必要な書類（表４－２）が整えば、営業課給排水審査担当班に提出すること。 ２．施工承認・納入通知書の発行 設計審査の結果、適正なものに施工承認書及び給水工事分担金、手数料納付書を発行する。	○第４章 給水装置工事の申込 第２節 工事申込から完成検査 １．工事申込受付 指定給水装置工事事業者は給水装置工事申込に必要な書類（表４－２）が整えば、営業課給水審査担当班の受付窓口提出すること。 ２．施工承認・納入通知書の発行 及び給水工事分担金、手数料納付書を発行する。なお、申込書類に不備があれば、設計審査担当者が電話で連絡するので速やかに指摘事項について修正を行うこと。

(1) 施工承認書・給水工事分担金、手数料納付書の受取 施工承認書・給水工事分担金、手数料納付書を受付の日から概ね5営業日以降に給排水審査担当班に受取にすること。 (2) 納 付 指定工事店は、上下水道局が発行した給水工事分担金、手数料納付書を責任をもって申込者に渡すこと。また、申込者に納期を厳守するように伝えること。 (3) 工事写真 ① 指示された撮影箇所を指示された方向から全景で撮影すること。 ⑥ 施工状況が確認できるようメーター周り、家屋外回り、家屋侵入部、管種変更、分岐部、接続部、閉止部、ヘッダー部、パイプシャフト部、その他必要とする箇所の写真撮影を行うこと。	(1) 施工承認書・給水工事分担金、手数料納付書の受取 施工承認書・給水工事分担金、手数料納付書を発行するまでには、事務処理に1週間程度要するため受付の日から1週間目以降に給水審査担当班に受取にすること。 (2) 納 付 指定給水装置工事事業者は、上下水道局が発行した給水工事分担金、手数料納付書を責任をもって申込者に渡すこと。 なお、営業課では申込手続きを処理するうえで納金の確認を必要とするので、申込者には、納期を厳守するように伝えること。 (3) 工事写真 ① 指示された撮影箇所を指示された方向から撮影すること。
---	---

表 4-1

表 4-1

給水装置工事の申込手順

申込者	給水装置工事業業者	営業課給排水審査担当班	営業課給排水検査担当
発注	受注		
	基本調査		
	宅地内設計 必要書類作成	受付	
	※本事業は、水道が必要の場合は施工承認後、臨時メーター設置により、臨時メーターを借りて使用する。など。	審査	
依頼	依頼	納付書発行	
理由	理由	※①：施工承認後から工事完了までの間に変更が生じた場合は施工を中止し、給排水審査担当班に受け取りに来ること。 ※②：施工承認後から工事完了までの間に変更が生じた場合は施工を中止し、給排水審査担当班に受け取りに来ること。	
	宅地内工事着手		
	給水管取付工事詳細設計 ※公道内埋設工事調査用紙 調査内容を記入	受理・県（道路・河川・港湾）は、上下水道事業者管理者まで申請すること。給排水審査担当班に提出する。	
	市道道路占用許可申請書作成	受理	
	市道道路占用許可申請	国県道・河川・港湾占用申請	
	市道道路占用許可可受領	市道道路占用許可可受領	
	道路使用許可申請・許可	市道道路占用許可の連絡	
	給水管取付工事立会申請	市道の立会は、納金確認後とする。	
	申請書類 ・給水管取付工事立会申請書	市道の立会日時を設定し連絡する。	
	給水管取付工事完了		給水管取付工事
	給水装置工事完成検査申込書	市道の立会日時を設定し連絡する。	
	申請書類 ・給水装置工事完成検査申込書 ・施工承認書	市道の立会日時を設定し連絡する。	
	立会		
	※立会者は、給水装置工事主任技術者が立ち会うものとする。 ただし、無断の場合により、現場警備の許可を受けたとき、この限りではない。		
	※完成検査は、給水装置工事申込者の入居前とするが、検査が入居後となった場合は、給水装置工事担当者も立ち会うこと。		
	※完成検査不合格の場合は、指定する期日までに手直し完了し、再検査を受けること。		
	メーター取付		
	臨時メーター取卸	受納	
	※臨時給水使用料の料金を支払い、義務者が納付しない場合は指定事業者が責任を持って納付すること。	納付書発行	
	申込書に竣工図記入	受領	

4 - 3

表 4-1

表 4-1

給水装置工事の申込手順

申込者	給水装置工事業業者	営業課給水審査担当班	営業課給水検査担当班
発注	受注		
	基本調査		
	宅地内設計 必要書類作成	受付	
	※工事終了、水道が必要の場合は施工承認後、臨時メーター設置により、臨時メーターを借りて使用する。など。	審査	
依頼	依頼	納付書発行	
理由	理由	※①：施工承認後から工事完了までの間に変更が生じた場合は施工を中止し、給排水審査担当班に受け取りに来ること。 ※②：施工承認後から工事完了までの間に変更が生じた場合は施工を中止し、給排水審査担当班に受け取りに来ること。	
	宅地内工事着手		
	給水管取付工事詳細設計 ※公道内埋設工事調査用紙 調査内容を記入	受理・県（道路・河川・港湾）は、上下水道事業者管理者まで申請すること。給排水審査担当班に提出する。	
	市道道路占用許可申請書作成	受理	
	市道道路占用許可申請	国・県道は、上下水道事業者管理者まで申請するため、給水審査担当班に提出する。	
	市道道路占用許可可受領	市道道路占用許可可受領	
	道路使用許可申請・許可	市道道路占用許可の連絡	
	給水管取付工事立会申請	市道の立会は、納金確認後とする。	
	申請書類 ・給水管取付工事立会申請書	市道の立会日時を設定し連絡する。	
	給水管取付工事完了		給水管取付工事
	給水装置工事完成検査申込書	市道の立会日時を設定し連絡する。	
	申請書類 ・給水装置工事完成検査申込書 ・施工承認書 ・水道法施行規則第10条第1項第1号に基づく給水装置工事完了届出書	市道の立会日時を設定し連絡する。	
	立会		
	※立会者は、給水装置工事主任技術者が立ち会うものとする。 ただし、無断の場合により、現場警備の許可を受けたとき、この限りではない。		
	※完成検査は、給水装置工事申込者の入居前とするが、検査が入居後となった場合は、給水装置工事担当者も立ち会うこと。		
	※完成検査不合格の場合は、指定する期日までに手直し完了し、再検査を受けること。		
	臨時メーター取卸	受納	
	※臨時給水使用料の料金を支払い、義務者が納付しない場合は指定事業者が責任を持って納付すること。	納付書発行	
	メーター取付		
	申込書に竣工図記入	受領	

4-3

4-3

表4-1

表4-1

給水装置工事の申込手順

申込者	給水装置工事事業者	営業課給水審査担当班	営業課給水検査担当班
受注	受注		
	基本調査		
	宅地内設計 必要書類作成	受付	
	※工事開始に、水道が不足な場合は 給水装置受領後、臨時メーター を使用しにより、臨時メーター を取り付け使用すること。	審 査	
受領 (納付金)	受領	施工承認	
	※施工承認書・納付金は 給水審査員が返すこと。	納付書発行	
	宅地内工事着手		
納付	給水管取付工事準備設計 ※公道内接続工事調査用紙 調査内容を記入	※町・県道は、上下水道事業管理より申請 するため、給水管審査担当班に提出する。	
	道路占拠許可申請書作成	受領	
	市道道路占拠許可申請書	町・県道道路占拠申請	
	道路許可書受領	道路許可書受領	
	道路使用許可申請・許可	※店用許可の場合	
	給水管取付工事立会申請		受領
	申請書類 ・給水管取付工事 立会申請書	※工事の立会が、納金確認後とする。	※立会日時を設定し 連絡する。
	給水管取付工事		給水管取付工事立会
	給水装置工事完了		
	給水装置工事完成検査申込書 申請書類 ・給水装置工事完成検査申請書 ・施工承認書 水道法関係届出		受領
	完了		※検査日時を設定し 連絡する。 給水装置工事完成検査
	※立会が、給水装置工事主付技術者が立ち会うものとする。 ただし、特別の理由により、受審者の許可を受けたときは、 このかたまりではない。		
	※完成検査は、給水装置工事申込者の入居前とするが、検査が 入居後となった場合は、給水装置工事申込者より立ち会うこと。		
	※完成検査不合格の場合は、指定する期日までに手直し 完了し、合格品を提出すること。		
	臨時メーター受領	受領	
	受領	納付書発行	
	※臨時給水使用料の料金を支払い電路費が納付しない場合は指定事業者 が責任を持って納付すること。		
	メーター設置 申込書に竣工記入		メーター設置 受領

表 4－2

表 4－2

必 要 書 類

書 類 の 名 称	用 途	提 出 時 期
1 給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書(様式1)	申込者が意思表示するもの (給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合)	申込書提出時
2 位 置 図	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書の添付書類（位置確認ができる物）	〃
3 見 取 図	〃 (敷地内の配置が確認できる物)	〃
4 給 水 装 置 変 更 図	〃 (軽微な変更の場合)	工事完成時
5 簡 易 専 用 水 道 設 置 届 (新設・増設・改造) (様式1 (2条 関 係))	受水槽を設置するとき（有効容量10㎡以上）	〃
6 小 規 模 貯 水 槽 水 道 設 置 届 (新設・増設・改造) (様式1 (2条 関 係))	受水槽を設置するとき（有効容量10㎡より小さい）	〃
7 受 水 槽 容 量 算 定 書	受水槽を設置するとき	〃
8 土地区画整理事業に伴う移転証明書	区画整理事業に伴い家屋が移転するとき	〃
9 給 水 装 置 廃 止 届 （ 様 式 6 ）	家屋の建て替え等で分担金の権利を引き継ぐとき。または、給水装置のすべてを永久に使用せず、分担金の権利を放棄するとき。	事実発生時 申込書提出時
10 給水装置所有者変更届（様式13）	給水装置の所有者が変更する場合	〃
11 道 路 占 用 許 可 申 請 書 類	国・県道の分岐工事がある場合	申込書提出時
12 簡 易 専 用 水 道 廃 （ 休 ） 止 届	受水槽の更新、撤去を行うとき	〃
13 承認用の給水装置平面図（配置図）	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書の添付書類	〃
14 給水装置工種等変更届（様式5）	給水装置工事承認後、申込内容に変更が生じたとき	〃
15 臨 時 メ ー タ ー 使 用 願 い	給水装置申請後に、工事に給水が必要とする場合	事実発生時
16 給水装置工事中止届（様式5）	給水装置工事承認後、申込を取り消すとき	〃
17 給水管取付工事立会申請書(様式8)	給水管取付工事を行うとき	工事を行う 1週間前
18 給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事完成検査申込書（様式7）	工事完成検査を申し込むとき	工事完成後 2週間以内
19 水道使用開始届（新設用）(様式9)	水道の使用を開始するとき	完成検査申込 書提出時
20 使 用 材 料 ・ 機 器 一 覧 表	使用材料・機器の確認をする	〃
21 チ ェ ッ ク リ ス ト	検査項目の事前確認をする	〃
22 建 築 確 認 済 証	建築物の工事を行う場合	申込提出時

4－3

表 4－2

表 4－2

必 要 書 類

書 類 の 名 称	用 途	提 出 時 期
1 給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書(様式1)	申込者が意思表示するもの (給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合)	申込書提出時
2 給 水 装 置 新 設 （ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去 ） ・ 工 事 申 込 書 (様 式 2)	〃 (局が給水装置工事を施工する場合)	〃
3 給 水 装 置 修 繕 承 認 ・ 工 事 設 計 審 査 申 込 書 （ 様 式 3 ）	〃 (給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事で、給水装置工事事業者が工事を施工する場合)	〃
4 給水装置修繕工事申込書（様式4）	〃 (給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事で、局が工事を施工する場合)	〃
5 水道利用申込に対する確認書	建築確認が必要な建物の申込をするとき	〃
6 貯 水 槽 水 道 設 置 届 け	受水槽を設置するとき	〃
7 土地区画整理事業に伴う移転証明書	区画整理事業に伴い家屋が移転するとき	〃
8 給 水 装 置 廃 止 届 （ 様 式 6 ）	家屋の建て替え等で分担金の権利を引き継ぐとき。または、給水装置のすべてを永久に使用せず、分担金の権利を放棄するとき。	事実発生時 申込書提出時
9 給水装置所有者変更届（様式13）	給水装置の所有者が変更する場合	〃
10 道 路 占 用 許 可 申 請 書 類	国・県道の分岐工事がある場合	申込書提出時
11 受 水 槽 容 量 算 定 書	受水槽を設置するとき	〃
12 承認用の給水装置平面図（配置図）	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書の添付書類	〃
13 位 置 図	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書の添付書類（位置確認ができる物）	〃
14 臨 時 メ ー タ ー 使 用 願 い	給水装置申請後に、工事に給水が必要とする場合	事実発生時
15 給水装置工事中止届（様式5）	給水装置工事承認後、申込を取り消すとき	〃
16 給水管取付工事立会申請書(様式8)	給水管取付工事を行うとき	工事を行う 1週間前
17 給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事完成検査申込書（様式7）	工事完成検査を申し込むとき	工事完成後 2週間以内
18 水道使用開始届（新設用）(様式9)	水道の使用を開始するとき	完成検査申込 書提出時
19 使 用 材 料 ・ 機 器 一 覧 表	使用材料・機器の確認をする	〃
20 チ ェ ッ ク リ ス ト	検査項目の事前確認をする	〃
21		

4－4

3. 道路等の掘削占用並びに道路使用許可手続き (1) 国・県（道路・河川・港湾） (2) 市道・里道及び水路、河川等 指定工事店が関係官庁等に占用許可申請を行うこと。 (3) 道路使用許可申請 指定工事店は、占用許可受領後、関係警察署に道路使用許可申請を行い、各々許可受領後上下水道局の指定する日に分岐工事を行うものとする。 4. 設 計 変 更 指定工事店は、設計変更（配水管及び水栓の位置変更等を含む）をする場合は、工事着手前に必ず給排水審査担当班に設計変更の申込を行い承認を受け、処理について給排水審査担当班の指示に従うものとする。 5. 完 成 検 査 (1) 給水装置工事完成後、速やかに「給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事完成検査申込書」を提出し、検査を受けなければならない。なお、この際、施工承認通知書と承認事項で指示された工事写真を添付すること。 (2) 完成検査については、「給水装置工事検査要綱」（資 5 7 参照）に基づき行うものとする。	3. 道路等の掘削占用並びに道路使用許可手続き (1) 国・県道 (2) 市道・里道及び水路、河川等 指定給水装置工事事業者が関係官庁等に占用許可申請を行うこと。 (3) 道路使用許可申請 指定給水装置工事事業者は、占用許可受領後、関係警察署に道路使用許可申請を行い、各々許可受領後上下水道局の指定する日に分岐工事を行うものとする。 4. 設 計 変 更 指定給水装置工事事業者は、設計変更（配水管及び水栓の位置変更等を含む）をする場合は、工事着手前に給水審査担当班に設計変更の申込を行い承認を受け、処理について給水審査担当班の指示に従うものとする。 5. 完 成 検 査 (1) 給水装置工事完成後、速やかに「給水装置新設（改造・修繕・撤去）工事完成検査申込書」を提出し、検査を受けなければならない。なお、この際、施工承認通知書と承認事項で指示された工事写真を添付すること。 (2) 完成検査については、「給水装置工事検査要綱」に基づき行うものとする。
--	---

6. 開 栓 (1) 指定工事店は、給水装置工事完成検査合格後速やかに「水道使用開始届（新設用）」を提出し、貸与されたメーターを所定の場所に正しく設置しなければならない。 第3節 必要書類 (1) 申込者及び利害関係人（土地所有者・家屋所有者・申請地以外で通過する土地の所有者・分岐する水道管の所有者）の署名が必要な箇所は必ず自筆が望ましい。 (2) 申込者及び利害関係人の押印が必要な箇所は朱肉を使用して捺印すること。 1. 給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書（施行規程第2条－様式1号） ※給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事については、「給水装置修繕承認・工事設計審査申込書（様式3）」により申請すること。 削除 2. 道路等占用許可申請書 給水管を国道及び県道の管理する道路、河川、港湾等に布設する場合は、上下水道事業管理者名で占用申請するため、次（表4－3）の書類を提出すること。	6. 開 栓 (1) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事完成検査合格後速やかに「水道使用開始届（新設用）」を提出し、貸与されたメーターを所定の場所に正しく設置しなければならない。 第3節 必要書類 (1) 申込者の署名が必要な箇所は必ず自筆のこと。 (2) 申込者の押印が必要な箇所は朱肉を使用して捺印すること。 1. 給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認・工事設計審査申込書（施行規程第2条－様式1号） ※給水装置の修繕工事のうち構造及び材質の変更を伴わない工事については、「給水装置修繕承認・工事設計審査申込書（様式3）」により申請すること。 2. 道路占用許可申請書 給水管を国道及び県道に布設する場合は、上下水道事業管理者名で占用申請するため、次の書類を提出すること。
--	---

表4-3 道路等占用申請の必要部数

(必要部数)

	国	県
	国道10号・国道210号・河川	一般国道・県道・河川・港湾
位置図	5	4
位置図（1／50，000）	5	4
平面図・断面図（復旧断面含む）	5	4
安全対策図	5	4
現況写真	5	4
その他（管理者（国・県）が必要と認める書類）	5	4
工事完了後、工事写真（舗装復旧含む）	2	2

第4節 臨時給水

1. 臨時メーター使用の申込手続き

臨時メーターが必要な場合は、指定**工事店**が「臨時メーター使用願」を上下水道局に提出し、上下水道局の指示した場所に設置すること。設置については次のことに注意すること。

(2) 臨時給水を必要としなくなった場合、指定**工事店**は速やかに**貸与した臨時メーター及び付属品を洗浄して**返却しなければならない

2. 臨時メーターの維持管理

指定**工事店**は、設置した臨時メーターの維持管理をしなければならない。万一、破損、**逆付**または紛失等をした場合は、責任をもって指定**工事店**が弁償しなければならない。

(必要部数)

	国道10号・国道210号	一般国道・県道
位置図	4	4
位置図（1／50，000）	4	4
平面図・断面図（復旧断面含む）	4	4
安全対策図	4	4
現況写真	4	4
工事完了後、工事写真（舗装復旧含む）	2	2

第4節 臨時給水

1. 臨時メーター使用の申込手続き

臨時メーターが必要な場合は、指定給水装置工事事業者が「臨時メーター使用願」を上下水道局に提出し、上下水道局の指示した場所に設置すること。設置については次のことに注意すること。

(2) 臨時給水を必要としなくなった場合、指定給水装置工事事業者は速やかに臨時メーターを返却しなければならない。

2. 臨時メーターの維持管理

指定給水装置工事事業者は、設置した臨時メーターの維持管理をしなければならない。万一、破損または紛失等をした場合は、責任をもって指定給水装置工事事業者が弁償しなければならない。

3. 料 金 料金は、返却された臨時メーターの使用水量に臨時用料金の単価を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 なお、指定工事店は、納付書を支払い義務者に渡すこと。 第5節 分担金の算定方法（条例第32条） 1. 新設の場合 (1) 直結式給水、受水槽式給水及び直結給水と受水槽式給水を併用する場合 直結式給水（設例 1） 逆止付に変更 受水槽式給水（設例 2） 逆止付に変更 直結式給水＋受水槽式給水（設例 3） 逆止付に変更 (2) 1個のメーターで2戸以上が使用する場合 （設例 4） 逆止付に変更 (3) 同一敷地内で既設給水装置のメーター上流より分岐して新設する場合 （設例 5） 逆止付に変更 2. 改造の場合 (1) 同一敷地内で家屋を建て替える場合	3. 料 金 料金は、返却された臨時メーターの使用水量に臨時用料金の単価を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 なお、指定給水装置工事事業者は、納付書を支払い義務者に渡すこと。 第5節 分担金の算定方法（条例第32条） 1. 新設の場合 (1) 直結式給水、受水槽式給水及び直結給水と受水槽式給水を併用する場合 直結式給水（設例 1） 受水槽式給水（設例 2） 直結式給水＋受水槽式給水（設例 3） (2) 1個のメーターで2戸以上が使用する場合 （設例 4） (3) 同一敷地内で既設給水装置のメーター上流より分岐して新設する場合 （設例 5） 2. 改造の場合 (1) 同一敷地内で家屋を建て替える場合
---	--

① 既設の引込管を利用する場合 (設例 6) 逆止付に変更 ② 引込替えをする場合 (設例 7) 逆止付に変更 (2) 1戸に2個以上のメーターが設置されているものを1個のメーターに統合する場合 統合後のメーター口径に係る分担金の額が、統合前の各メーター口径に係る分担金の額の合計額を超える場合は、その差額を徴収する。 しかし、分担金の額が統合前より低くてもその差額は還付されない。 (設例 8) 逆止付に変更 (3) 1個のメーターで2戸以上が使用しているものを各戸メーターに替える場合 切替後の各戸のメーター口径ごとに計算した分担金の額が、切替前の既設メーター口径に係る分担金の額を超える場合は、その差額を徴収する。しかし、分担金の額が統合前より低くてもその差額は還付されない。 (設例 9) 逆止付に変更	① 既設の引込管を利用する場合 (設例 6) ② 引込替えをする場合 (設例 7) (2) 1戸に2個以上のメーターが設置されているものを1個のメーターに統合する場合 統合後のメーター口径に係る分担金の額が、統合前の各メーター口径に係る分担金の額の合計額を超える場合は、その差額を徴収する。 (設例 8) (3) 1個のメーターで2戸以上が使用しているものを各戸メーターに替える場合 切替後の各戸のメーター口径ごとに計算した分担金の額が、切替前の既設メーター口径に係る分担金の額を超える場合は、その差額を徴収する。
--	--

(4) 同一敷地内で2以上の既設給水装置を撤去し、給水装置を新設する場合 新設メーター口径に係る分担金の額が撤去メーター口径に係る分担金の額の合計額を超える場合は、その差額を徴収する。しかし、分担金の額が統合前より低くてもその差額は還付されない。 (設例 10) 逆止付に変更 第6節 給水装置工事の申込みの取消し 給水装置工事を申込み、施工承認後に当該工事を中止する場合は「給水装置工事中止届」を提出しなければならない。その場合、分担金、手数料、工事費(様式2)をすでに納入しているときは、設計審査手数料を除き還付する。又、手数料が納入されていない場合は、設計審査手数料を徴収する。	(4) 同一敷地内で2以上の既設給水装置を撤去し、給水装置を新設する場合 新設メーター口径に係る分担金の額が撤去メーター口径に係る分担金の額の合計額を超える場合は、その差額を徴収する。 (設例 9) 第6節 給水装置工事の申込みの取消し 給水装置工事を申込み、施工承認後に当該工事を中止する場合は「給水装置工事中止届」を提出しなければならない。その場合、分担金、手数料、工事費をすでに納入しているときは、設計審査手数料を除き還付する。又、手数料が納入されていない場合は、設計審査手数料を徴収する。
--	---